

国際文化学部長 鹿毛敏夫教授の
「大内義長 ～キリスト教を仏教一派と誤解～」が掲載

●大分合同新聞朝刊 2025 年 3 月 28 日(金)



「大内義長裁許状」の原・訳文
(ポルトガル国外務省文書館蔵)

大内義長

豊後の戦国大名大友義隆（宗麟）には、弟晴英がいました。晴英は、天文21（1552）年3月、大内義隆が没した後の周防大内家の家督を継ぎ、大内義長を名乗ります。山口に入った義長は、5カ月後の同年8月に、この地で布教活動をしていたイエズス会のパードレ（司祭）、コスメ・デ・トルレスに裁許状を発給しました。その漢文体の書状が、海を渡ったポルトガルの外務省文書館が所蔵する「ジエズイタス文書」の中に、訳文付きで書き写されています。



鹿毛 敏夫

まず、本文は「周防国吉敷郡山口県太道寺の事、西域より来朝の僧、仏法紹隆のため彼の寺家を創建すべく由、請望の旨に任せ裁許せしむる所の状、件の如し」と読めます。西から来た僧が、仏法を広めるために太道寺という寺家を創建したいとのことなので、それを許可するとの大意です。興味深いのは、キリスト教宣教師を「僧」と捉え、その教義を「仏法」、教会を「寺」と表現している部分。16世紀半ばの伝来初期、義長はキリスト教を仏教の一派のよう

キリスト教を仏教一派と誤解

取れます。一方、この漢字・縦書きの書状に対して、現地で付された横書き訳文の内容は次の通り。書状のタイトルは、「日本の豊後の太守が山口のイエズス会のパードレたちに地所を付与した贈与証明書」となっていて、周防の義長を豊後の大名と誤訳しています。訳文自体は以下。「周防国・長門国・豊前国・筑前国・安芸国・石見国・備後国・備中国の太守は世界の果てまで御旨に従って聖徒にするという教えを宣べ伝えるために来た西方のパードレたちに太道寺を譲渡する。これは大いなる都市山口にある土地であり、同地では何人も殺されず拘禁されない特権を有している。そして、私の後継者たちに明示されるように、いかなる時にも彼らの所有権を奪

うことのないように、私はこの特許状を彼らに付与する」義長を、周防以下8カ国を領有する有力な「太守」と説明。トルレスらは義長から太道寺を「譲渡」され、教会敷地内で生命や身体を犯されない「特権」を認められ、その所有権と特権を将来にわたって保証するものとして、この「特許状」を授かったとしています。原文を、彼らに都合の良いように拡大解釈して紹介していることが分かります。言語の異なる国家や人間による異文化接触の場面で、双方の誤解、拡大解釈が温存されたまま相互交流が進展していく。その歴史事例の一つがこの大内義長裁許状です。（名古屋学院大学国際文化学部長・教授）

11月1回掲載